



和歌山市公報

令和5年（2023年）10月2日
第1760号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号	ページ
25 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル推進課) 2
26 和歌山市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例	(保健給食管理課) 2
27 和歌山市人材育成基金条例	(職員研修所) 3

【 規 則 】

49 和歌山市職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	(人事課) 4
50 市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則	(総務課) 5
51 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則	(デジタル推進課) 5

【 訓 令 】

8 和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程	(行政経営課) 6
---------------------------	-----------

【 告 示 】

372 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害者支援課) 7
373 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者の指定	(障害者支援課) 7
374 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害者支援課) 7
375 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 7
376 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害者支援課) 8
377 公示送達（令和4年度第10期並びに令和5年度第1期及び第2期介護保険料督促状）	(介護保険課) 8
378 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 9
379 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 10
380 放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 10
381 公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 11
382 公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 11
383 公示送達（令和5年度介護保険料納入通知書）	(介護保険課) 11
384 公示送達（市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）	(納税課) 12
385 公示送達（令和5年度第1期及び第2期国民健康保険料督促状）	(国保年金課) 12
386 令和5年度補正予算の要領	(財政課) 12

387 元気わかやま市応援寄附金の収納事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・	（財政課）	12
388 公示送達（令和4年度及び令和5年度国民健康保険料還付通知書）・・・・・・・・	（国保年金課）	13
389 公示送達（令和4年度及び令和5年度国民健康保険料更正通知書並びに令和5年度国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・	（国保年金課）	13

【 公 告 】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	14
○ 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	（保健対策課）	14
○ 公売公告・・・・・・・・・・・・・・・・	（納税課）	15
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	17
○ 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	（保健対策課）	17
○ 土地改良事業の計画の概要の縦覧・・・・・・・・	（耕地課）	18
○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	（地籍調査課）	19
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	20

【 人事委員会公告 】

○ 令和5年度和歌山市会計年度任用職員（事務員）採用試験の実施・・・・・・・・	（人事委員会事務局）	20
---	------------	----

【 教育委員会告示 】

18 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・	（教育政策課）	24
--	---------	----

【 消防局訓令 】

8 和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	（予防課）	24
--------------------------------	-------	----

【 条 例 】

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第25号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年10月2日揭示済）

和歌山市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例を公布する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第26号

和歌山市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 本市が設置する中学校における給食の調理等に関する業務を処理するための給食センターを設置するに当たり、その設計及び建築並びに維持管理及び運営の業務（以下「整備運営業務」という。）を委託する事業者の選定について調査審議するため、本市に中学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 整備運営業務を委託する事業者の選定に関すること。
- (2) その他整備運営業務を委託する事業者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

(令和5年10月2日揭示済)

和歌山市人材育成基金条例を公布する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第27号

和歌山市人材育成基金条例

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定による認定を受けた和歌山市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第13条の2の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。）のうち、多様な人材の育成に要する経費の財源に充てるため、和歌山市人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年10月2日揭示済）

【 規 則 】

和歌山市職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第49号

和歌山市職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の人事評価に関する規則（平成28年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の評価者が行う面談は、必要に応じて当該評価者の監督者が行うことができる。

第9条及び第10条を次のように改める。

（定期評価の結果に基づく評価者等による指導及び助言）

第9条 評価者は、前条第5項の確認が行われた後に、被評価者と面談を行い、定期評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

2 第7条第2項の規定は、前項の面談について準用する。

（評価結果の開示等）

第10条 前条の面談を行う者は、当該面談の時に、被評価者に対して定期評価における能力評価又は業績評価の評価結果の開示に関する意思の確認を行った上で、開示を希望しない者を除き、当該評価結果を開示するものとする。

2 実施権者は、定期評価における能力評価又は業績評価の全体評語が中位よりも下である被評価者に対し、当該全体評語を人事評価結果通知書（別記様式第1号）により、通知するものとする。

第12条中「第9条」を「第10条」に改め、「、「当該能力評価又は当該業績評価」とあるのは「当該能力

評価」とを削る。

第14条第1項中「通知」を「開示若しくは通知（以下この条において「開示等」という。）」に改め、同条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条第3項中「通知」を「開示等」に改め、同条第4項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改める。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記様式第1号とし、別記様式第3号を別記様式第2号とし、別記様式第4号を別記様式第3号とする。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(令和5年9月29日掲示済)

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第50号

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「富松副市長」を「犬塚副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(令和5年9月29日掲示済)

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第51号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則（平成27年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ウ中「国民健康保険の被保険者の資格」を「国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）」に改め、同条第2号イ中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第3号中「国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格」を「医療保険被保険者等資格」に改め、同条第4号中「国民健康保険法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1号ウ中「国民健康保険法の被保険者及び後期高齢者医療の被保険者の資格」を「医療保険被保険者等資格」に改め、同条第2号イ中「国民健康保険法及び」を「医療保険各法又は」に改める。

第6条第1号カ中「国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格」を「医療保険被保険者等資格」に改め、同条第2号イ中「国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律」を「医療保険各法」に

改める。

第8条第1号ウ中「国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格」を「医療保険被保険者等資格」に改め、同条第2号イ中「国民健康保険法」を「医療保険各法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年10月2日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第8号

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程

和歌山市副市長事務担任規程（平成29年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

副市長は、次の区分により事務を担当する。

犬塚副市長

- (1) 市長公室に属する事務
- (2) 総務局に属する事務
- (3) 危機管理局に属する事務
- (4) 財政局に属する事務
- (5) 産業交流局に属する事務
- (6) 出納室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- (7) 議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）
- (8) 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- (9) 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- (10) 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- (11) 人事委員会に属する事務（人事委員会の権限に属する事務を除く。）
- (12) 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
- (13) 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

佐藤副市長

- (1) 市民環境局に属する事務
- (2) 健康局に属する事務
- (3) 福祉局に属する事務
- (4) 都市建設局に属する事務
- (5) 企業局に属する事務（公営企業管理者の権限に属する事務を除く。）
- (6) 消防局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）

第3条中「第1項」を削る。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

（令和5年9月29日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第372号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和5年9月19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30501 01041	スマイル ウェル	和歌山市津 秦77-1	保育所等 訪問支援	合同会社スマ イルウェル	和歌山市坂田7 36番地17	令和5年1 0月1日	令和11年 9月30日

(令和5年9月19日掲示済)

和歌山市告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
303 012 338 8	相談支 援事業 所アイ リス	和歌山市美園町 2丁目109 グランメール美 園II601	計画相談 支援	特定なし	合同会 社ウィ ンクル ム	和歌山県和歌山市 美園町2丁目10 9 グランメール 美園II601	令和5 年9月 1日	令和11 年8月3 1日

(令和5年9月19日掲示済)

和歌山市告示第374号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
307 010 126 0	なない ろ	和歌山市園部4 16番地11 小林ビル	障害児 相談支 援	障害児	特定非営利活 動法人シュア スタート和歌 山	和歌山市園部4 16番地11 小林 ビル	令和5 年9月 1日	令和11 年8月3 1日
307 010 125 2	相談支 援事業 所アイ リス	和歌山市美園町 2丁目109 グランメール美 園II601	障害児 相談支 援	障害児	合同会社ウィ ンクルム	和歌山県和歌山市 美園町2丁目10 9 グランメール 美園II601	令和5 年9月 1日	令和11 年8月3 1日

(令和5年9月19日掲示済)

和歌山市告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項

の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010104	ケア・オフィスある	和歌山市西浜814-1 グランドハイツ西浜201	同行援護	身体、知的、精神、障害児	株式会社S・Fou r	和歌山市西浜814-1 グランドハイツ西浜201	平成23年12月1日（同行援護）	令和5年8月31日

（令和5年9月19日掲示済）

和歌山市告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124257	ほほえみ・それいゆ	和歌山市木ノ本208-6	生活介護	特定なし	有限会社ほほえみ	和歌山市梅原185-7	令和5年9月1日	令和11年8月31日
3010124240	ケアセンターおたっしや倶楽部やまぐち訪問介護事業所	和歌山市里198-2	同行援護、行動援護	特定なし	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	令和5年9月1日	令和11年8月31日
3010124273	ダイバーシティ島橋	和歌山市島橋東ノ丁2-22	居宅介護、重度訪問介護	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	株式会社M's style	大阪府大阪市中央区上汐1-4-10 M's上汐ビル	令和5年9月1日	令和11年8月31日
3010124265	ヘルパーステーションつむぎの里	和歌山市鷹匠町6丁目34番9	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	株式会社ソワ ン	和歌山県岩出市西国分793-1	令和5年9月1日	令和11年8月31日

（令和5年9月19日掲示済）

和歌山市告示第377号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年9月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和4年度 令和5年度	第10期 第1期 第2期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年10月2日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年9月21日揭示済)

和歌山市告示第378号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年9月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月2日、同月9日及び同月13日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月7日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月5日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年9月21日揭示済)

和歌山市告示第379号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年9月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年9月1日、同月4日、同月5日、同月7日、同月11日、同月12日、同月14日及び同月15日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年9月21日揭示済)

和歌山市告示第380号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年9月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年9月25日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和5年6月10日	令和5年6月21日
和歌山市内一円市道上、 無料駐輪場、松島公園、 美園公園及び大新公園	令和5年6月1日、同月5日、同月 7日、同月8日、同月9日、同月1 2日、同月13日及び同月15日	令和5年6月21日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年9月21日揭示済)

和歌山市告示第381号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年9月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和5年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和5年9月25日揭示済)

和歌山市告示第382号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年9月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和5年10月12日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年9月25日揭示済)

和歌山市告示第383号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交

付する。

令和5年9月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和5年9月25日揭示済）

和歌山市告示第384号

市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和5年9月29日揭示済）

和歌山市告示第385号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和5年度	第1期 第2期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和5年10月10日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年9月29日揭示済）

和歌山市告示第386号

令和5年9月29日市議会定例会において議決された令和5年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

（令和5年10月2日揭示済）

和歌山市告示第387号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第5号に基づき、寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

- (1) 大阪府大阪市中央区南本町2丁目6番12号 サンマリオンNBFタワー11階
株式会社JTB ふるさと開発事業部
- (2) 和歌山県和歌山市友田町5-18

- 株式会社近鉄百貨店和歌山店
(3) 和歌山市本町2丁目1番地
和島興産株式会社
(4) 大阪府和泉市はつが野3-1-1
有限会社やさい工場
(5) 和歌山県和歌山市毛見1527番地
和歌山マリーナシティ株式会社
(6) 和歌山市七番丁23番地
一般社団法人和歌山市観光協会
- 2 委託した事務の範囲
元気わかやま市応援寄附金の収納
- 3 委託期間
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収方法
現金

(令和5年10月2日揭示済)

和歌山市告示第388号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和4年度及び令和5年度国民健康保険料の還付通知書
2 交付期限 告示日より7日を経過した日から2年
(別紙省略)

(令和5年10月2日揭示済)

和歌山市告示第389号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年10月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年10月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年10月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年10月2日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年9月19日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市中島字東浜482番4、482番5、483番1	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田 茂
和歌山市中島字中浜412番3、414番1、414番2、415番2、415番3、416番65、里道、井溝	和歌山市太田1丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示

(令和5年9月19日揭示済)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年9月20日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 集合契約締結医療機関
- (2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換え新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和5年秋開始接種

令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日）	5歳以上12歳未満
---	-----------

日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。））であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	生後6月以上5歳未満の者

(令和5年9月20日掲示済)

差押財産を公売に付するので、地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項の規定によりその旨を公告し、同法第99条第1項の規定によりその見積価額を公告する。

令和5年9月26日

和歌山市長 尾花正啓

公売の日時	入札時間	令和5年11月21日 午後2時10分から午後2時20分まで
公売の場所		和歌山県自治会館3階 306号室
公売の方法		期日入札
開札の日時		令和5年11月21日 午後2時22分
開札の場所		和歌山県自治会館3階 306号室
売却決定の日時		令和5年12月12日 午前10時30分
売却決定の場所		和歌山市財政局税務部納税課（本庁舎2階）
買受代金の納付期限		令和5年12月12日 午前11時30分
買受代金の納付場所		和歌山市財政局税務部納税課（本庁舎2階）
権利移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転については登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を和歌山市財政局税務部納税課に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、本市納税課にあります。
買受人の資格・その他の要件等		次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。 （1）滞納者等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者 （2）公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、同法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者 （3）公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者
公売財産の表示		別紙のとおり（和市5-1） なお、公売物件明細書及び管理規約、使用細則等は、インターネット上にある本市納税課の「不動産公売」のホームページで閲覧できます。 また、同じものを本市納税課窓口に備え置いています。

買受人に承継される負担等	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第8条の規定により、未納管理費等は買受人の引受債務となります。
公売保証金	310,000円
見積価額	3,050,000円
追加入札	開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合には、更にその入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。
売却決定	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。

その他公売条件
（その1）

1 【公売の方法】

公売は、公売財産の売却区分番号ごとに行います。なお、売却区分番号内に複数の財産があるものについては国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により行います。

2 【公売保証金の提供】

公売保証金の提供を要する公売財産については、入札前に、公売保証金の提供が必要となります。

3 【委任状の提出】

代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。

4 【暴力団等でない旨の陳述書の提出等】

公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないこと等を記載した陳述書等の提出が必要です。また、入札等をしようとする者が法人である場合は、その役員が暴力団員等に該当しないことを陳述等する必要があります。加えて、自己の計算において入札等をさせようとする者がある場合は、その入札をさせようとする者（その者が法人の場合は、その役員）が暴力団員等に該当しないことを陳述等する必要があります。

陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となります。

陳述書は入札を行う「売却区分番号」ごとに作成してください。

売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

地方税法第334条等の規定により、虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

「暴力団員等」とは、和歌山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいいます。

5 【再度入札】

見積価額に達した入札者がいないときは、直ちに再度入札することがあります。

6 【最高価申込者の決定方法】

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行うとともに、直ちにその者の氏名及び入札価額を、口頭により告知して行います。

7 【次順位買受申込者の決定方法】

国税徴収法第104条の2の規定により、公売財産が不動産等である場合には、次順位による買受けの申込みをすることができます。なお、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なる場合があります。

8 【権利移転の時期】

公売財産が、農地法の適用を受ける農地又は採草放牧地の場合、所有権を取得する時期は、都道府県知事又は農業員会の許可があったとき等又は農地法の定める時期となります。

なお、所有権移転について法令の規定等により許可又は登録を要するものについては、関係

	<p>機関の認可又は登録がなければ、権利移転の効果は生じません。</p> <p>9 【公売財産の引渡し】執行機関（和歌山市）は、引渡しの義務を負わず、明渡請求、動産の処理及び鍵の引渡しなどには関与しません。</p> <p>10 【権利移転に伴う費用】 公売財産の権利移転に伴う費用は、以下のものがあり、買受人の負担となります</p> <p>(1) 個人の場合は住民票謄本等の取得費用 (2) 固定資産税評価証明書の取得費用 (3) 郵送料（市・法務局・買受人間の郵送費） (4) 権利移転登記の登録免許税 (5) 農業委員会等での許可書又は届出受理書の取得費用（農地の場合）</p>
その他公売条件（その2）	<p>11 【権利移転手続】 買受人は、権利移転に必要な書類として市が指定するものを速やかに提出していただく必要があります。</p> <p>12 【契約不適合責任】 執行機関（和歌山市）は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。</p> <p>13 【公売の中止】 公売財産は滞納市税の完納等により公売を中止する場合がありますので、公売中止につきましては、納税課の公売情報ホームページまたはお電話等にてご確認ください。</p>

(別紙省略)

(令和5年9月26日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。
令和5年9月27日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年9月25日 和建指第2740号	和歌山市西浜字中川 向ノ坪1290番1 の一部、1290番 4の一部、1290 番9の一部	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステ ート株式会社 代表取締役 山田 茂	6.00m×32.36m 32.36m

(令和5年9月27日揭示済)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年9月29日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

- 1 対象者
和歌山市に居住する生後6月以上の者
- 2 実施場所及び期間
 - (1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和5年秋開始接種

令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、アンデクソメランを含むものに限る。）	6歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	生後6月以上5歳未満の者

（令和5年9月29日揭示済）

このたび、和歌山県和歌山市冬野地区の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とするため池等整備事業（符ノ谷池地区）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出することができる。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営ため池等整備事業 符ノ谷池地区土地改良事業計画概要書
- 2 縦覧の期間
令和5年10月2日から同月31日まで
- 3 縦覧の場所
和歌山市産業交流局農林水産部耕地課
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
 - ア あて先
和歌山市長 尾花正啓
 - イ 提出先
和歌山市産業交流局農林水産部耕地課
郵便番号640-8511
和歌山市七番丁23番地
 - (2) 意見書の提出期限
令和5年10月31日
 - (3) 記載事項
 - ア 意見提出者の個人にあつては住所及び氏名。法人にあつては法人名及び所在地
 - イ 意見の内容及び理由
 - (4) 意見書の提出上の注意
 - ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限りません。
 - イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめご了承ください。
 - ウ 電話での意見はお受けできません。

(令和5年10月2日揭示済)

和歌山市内原の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年10月2日から同月23日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 紀三井寺公園 陸上競技場 特別会議室（和歌山市毛見200番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1 アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、紀三井寺公園 陸上競技場 特別会議室においては令和5年10月2日から同月14日までの間（同月7日、同月8日及び同月9日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては同月16日から同月23日までの間（同月21日及び同月22日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

(令和5年10月2日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市小倉字芝中298番、300番、301番、字松山539番3、540番、541番、542番、543番、544番、545番、546番、里道	(登載省略)
和歌山市平尾字奈良原21番1、23番1、23番5、23番6、25番1、26番1、里道	(登載省略)

(令和5年10月2日揭示済)

【 人事委員会公告 】

令和5年度和歌山市会計年度任用職員（事務員）採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和5年9月29日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

令和5年度和歌山市会計年度任用職員（事務員）採用試験

1 採用予定日、採用予定人員及び職務内容

採用予定日	採用予定人員	主な職務内容
令和6年4月1日	122人	窓口での受付業務及び問合せ等に対する電話対応業務、課における事務等に従事する。

注意事項

- 職務内容は、任命権者が決定し、選択できない。また、任期途中で変更される場合がある。
- 採用予定人員は、変更される場合がある。

2 受験資格

次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 和歌山市職員（会計年度任用職員含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

注意事項

日本国籍を有しない者で、在留資格等により就労活動が制限されている者は採用されない。

3 任用期間

任用期間は、採用日から令和7年3月31日までとする。

注意事項

- 勤務実績等を考慮し、2回まで再度任用されることがある。
- 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となる（地方公務員法第22条の2第7項）。再度任用された場合も同様である。

4 試験の方法等

ア 試験種目及び配点一覧

試験区分	第1次試験種目（配点）	第2次試験種目（配点）
会計年度任用職員（事務員）	能力検査（100）	第1次試験結果（25） 口述試験（75）

注意事項 数字は、その試験種目の配点を表している。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
能力検査	SPI3による実務基礎能力検査（RCA） 検査時間約60分。性格検査は含まない。
口述試験	集団の形式による、主として人物、性格等についての面接。

5 試験日等

ア 第1次試験

試験日	集合時間	終了予定時間	試験会場
令和5年11月25日（土）	午前9時15分	午前10時30分	和歌山市立日進中学校

注意事項

- 1 遅刻は認めない。
- 2 気象条件その他の事情により、試験日時が変更される場合がある。

イ 第2次試験

試験日
令和5年12月下旬の1日

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 第2次試験会場、日時などの具体的な事項は第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会
が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くこともできない。

6 合格発表等

(1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会
が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験
の得点順に合格者を決定する。

能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示す
ように標準偏差を用いて算出される。

(2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

試験	合格発表時期	方法
第1次試験	12月上旬	合格者にのみ文書で通知する。
第2次試験	1月下旬	和歌山市役所正面玄関に掲示する。

(3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず
合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問い合わせには応じない。

7 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

(1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補
者として採用候補者名簿に登載する。

(2) 繰上げ合格候補者の数は、概ね15人とする。ただし、和歌山市人事委員会
が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。

(3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。

ア 正式合格者が採用を辞退した場合

イ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

(4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者
には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。

(5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されること

が考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。

(6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。

(7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

8 試験結果の情報提供

(1) この採用試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができる。

	提供を求めることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市 人事委員会 会事務局
第2次試験	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

(2) 情報提供を受けようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

9 合格から採用まで

(1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。

(3) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

10 受験申込み

インターネット（電子申請）又は郵送による申込みとする。提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

ア インターネットによる申込み（電子申請）

申込方法	下記URLから申し込んでください。 https://logoform.jp/f/hnsvt
申込期間	令和5年10月6日（金）から同月24日（火）まで
入力事項	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、生年月日 ・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備すること。スマートフォン等で撮影したものを 使用する場合は、縦4：横3サイズで背景は無地とすること。） ・メールアドレス
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡するので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参すること。なお、令和5年11月10日（金）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

注意事項

- 1 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付ける。
- 2 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信される。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、注意すること。

- 3 「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」「city.wakayama.lg.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにすること。
- 4 システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もあるので、注意すること。
- 5 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

イ 郵送による申込み

提出書類	① 申込書 ② 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。
申込期間等	令和5年10月6日（金）から同月24日（火）まで 令和5年10月24日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。
送付先	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。
受験票の発行	令和5年11月2日（木）以降に順次発送する。なお、受験票が同月10日（金）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

注意事項

- 1 この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。
 - 2 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。
- 1.1 第1次試験合格者の提出書類等
第1次試験に合格した者には、履歴書等を提出させる。提出させる書類は、合格通知に同封する。
- 1.2 勤務条件
- (1) 職務内容は、窓口業務、電話対応業務、PC操作を伴う事務及び決裁起案等を含む一般事務補助業務とする。
 - (2) 任用期間は、採用日にかかわらず、採用年度の3月31日までとし、勤務実績等を考慮した公募によらない再度の任用は、2回までとする。
 - (3) 勤務日は、週5日、勤務時間は、週35時間、1日7時間勤務及び休憩時間1時間の勤務とする。
 - (4) 休日は、原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）。ただし、配属先により、休日に勤務が必要な場合がある。休日に勤務が命ぜられる場合、勤務する時間に応じて、振替休日を取得できる。
 - (5) 勤務場所は、和歌山市役所本庁舎、東庁舎、保健所、各サービスセンター等である。
 - (6) 報酬等

報酬	経験年数に応じ月額7,047円から8,442円までの範囲で決定する。地域手当相当分を含む。（形態：月額、締切日：月末、支払日：翌月16日）
期末手当	支給月数は、年間2.5か月分とし、次の計算により算出される手当額を年2回（6月期及び12月期）支給する。 $\text{手当額} = \text{1月あたりの平均報酬額} \times \text{支給月数} \times \text{期間割合}$ 期間割合は、本市における在職期間に応じて、変更となる。 6月期：約55,500（148,000円×1.25×0.3） 12月期：約185,000円（148,000円×1.25×1）
費用弁償	通勤手当相当分を支給する。（上限あり。1月あたり55,000円）
その他	勤務命令により時間外勤務や休日勤務を行った場合は、各種（時間外、休日）手当に相当する報酬を支給する。

注意事項

上記は、令和5年10月現在の内容であり、採用時にこれらと異なる場合がある。

- (7) 任用期間及び勤務年数に応じ年次有給休暇を付与する。また、夏季休暇（有給）、看護休暇（有給）、病
気休暇（無給）等の特別休暇が取得できる。
- (8) 社会保険は、和歌山県市町村共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入する。また、勤務場所により、労
働者災害補償保険が適用される。
- (9) 身分及び服務は、地方公務員法が適用される。
- (10) 会計年度任用職員から常勤職員への切替えは一切ない。

（令和5年9月29日揭示済）

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第18号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規
定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月2日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市民図書館	カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
和歌山市民図書館西分館	カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

（令和5年10月2日提示済）

【 消防局訓令 】

消防局訓令第8号

和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月2日

和歌山市消防局長 吉野楠哉

和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程

和歌山市火災調査規程（平成8年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第50条の2」に改める。

第32条（見出しを含む。）及び第33条中「供述」を「申述」に改める。

第34条の見出しを「（質問調査書）」に改め、同条中「質問調書」を「質問調査書」に、「供述」を「申述」に改める。

第35条第1項中「供述を」を「申述を」に、「供述者」を「申述者」に改める。

第36条第1項中「供述者」を「申述者」に改める。

第41条第1項中「質問調書」を「質問調査書」に改める。

第3章中第50条の次に次の1条を加える。

（死傷者の調査）

第50条の2 署長は、火災に起因して死傷者が発生したときは、その状況を調査し、死傷者調査書（別記様式第12号）を作成しなければならない。

第51条中「別記様式第12号」を「別記様式第13号」に改める。

第52条第2項中「別記様式第13号」を「別記様式第14号」に改める。

第53条第1項中「別記様式第14号」を「別記様式第15号」に、同条第2項中「別記様式第15号」を「別記様式第16号」に改める。

第55条中「別記様式第16号」を「別記様式第17号」に、「別記様式第17号」を「別記様式第18号」に改める。

第56条中「別記様式第18号」を「別記様式第19号」に改める。

第59条中「別記様式第19号」を「別記様式第20号」に、「別記様式第20号」を「別記様式第21号」に改める。

第60条第4項第4号を次のように改める。

(4) 質問調査書

第60条第4項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 死傷者調査書

第64条中「別記様式第21号」を「別記様式第22号」に、「別記様式第22号」を「別記様式第23号」に改める。

別記様式第2号中「ごろ」を「頃」に、「供述した」を「申述した」に改める。

別記様式第6号中「質問調書」を「質問調査書」に、「供述した」を「申述した」に改める。

別記様式第22号を別記様式第23号とする。

別記様式第21号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記様式第22号とし、別記様式第20号の次に次の1様式を加える。

別記様式第21号（第59条関係）

和歌山市消防局												
消防長					第 年 月 日 号							
様												
消防署長												
1 号 火 災 調 査 書												
火災番号			火災種別			爆発のみ						
出火日時						出火曜日						
覚知日時						覚知曜日						
覚知方法						処理区分						
火元	出火場所											
	建物名称						地区					
							管轄署					
	事業所名											
	業態区分											
	業態例示											
	用途区分											
	用途例示											
	防火対象物等の区分						焼損程度					
	火元者		区分				職業					
			住所									
	火元関係者		氏名				年齢		歳 性別			
			区分				職業					
			住所									
			氏名				年齢		歳 性別			
地上			階建			地下			階建			
建築面積			㎡			延べ面積			㎡			
焼損床面積			㎡			焼損表面積			㎡			
周囲状況					用途地域							
					特別防災区域							
					少量危険物等							
					防火地域							
					市街地等							
					最寄り消防機関からの距離							
					m							
出火原因		出火箇所区分						出火階数		地上	階	
								地下	階			
		原因分類										
		発火源										
		経過										
着火物												
初期消火		器具区分						効果				
死者		消防吏員		人		消防団員		人		応急消火義務者		人
		消防協力者		人		その他の者		人		死者合計		人
負傷者		消防吏員		人		消防団員		人		応急消火義務者		人
		消防協力者		人		その他の者		人		負傷者合計		人

延焼焼損棟 り災状況	全焼	棟	半焼	棟	部分焼	棟	ぼや	棟
	全損	世帯	半損	世帯	小損	世帯	り災人員	人
損 害	建物損害額			千円	収容物損害額			千円
	焼損床面積			m ²	焼損表面積			m ²
	林野損害額			千円	林野焼損面積			a
	車両損害額			千円	車両焼損数			台
	船舶損害額			千円	船舶焼損数			隻
	航空機損害額			千円	航空機焼損数			機
	その他の損害額			千円	爆発損害額			千円
	爆発損害棟数			棟	爆発車両等数			台・隻・機
	損害額合計			千円				
	備考							
活動情報	指令日時				現着日時			
	隊放水開始日時				団放水開始日時			
	火勢鎮圧日時				鎮火日時			
消防隊	主使用水利				放水ポンプ台数	台		
	出動車両数	台			出動延人数	人		
消防団	主使用水利				放水ポンプ台数	台		
	出動車両数	台			出動延人数	人		
気象	天気				風向			
	気温	℃			風速	m/s		
					相対湿度	%		
	火災警報				積雪	cm		
	警報・注意報							
概要								
備考								

見分・判定					
実況見分	日時				立会人
	従事				
原因判定者	所属		階級		氏名
作成者	所属		階級		氏名

別記様式第20号を削り、別記様式第12号から別記様式第19号までを1様式ずつ繰り下げ、別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

別記様式第12号（第50条の2関係）

和歌山市消防局

死傷者調査書		
出火日時	年 月 日 時 分頃	
出火場所	和歌山市	
上記の火災について、次のとおり調査した。		
作成年月日 年 月 日		
所 属		
階級・氏名		
死傷者の区分	<input type="checkbox"/> 死者 <input type="checkbox"/> 負傷者 <input type="checkbox"/> 30日死者	
死傷者の情報	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明
	区 分	<input type="checkbox"/> 消防吏員 <input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 応急消火義務者 <input type="checkbox"/> 消防協力者 <input type="checkbox"/> その他の者（自損含む。）
死 者	見分（発見）場所	
	発見した経過	<input type="checkbox"/> 逃げ遅れ <input type="checkbox"/> 再進入 <input type="checkbox"/> 着衣着火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明
負 傷 者	傷 病 名	
	程 度	<input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 30日死者
	受 傷 原 因	<input type="checkbox"/> 火炎にあおられる、高温の物質に接触 <input type="checkbox"/> 煙を吸う <input type="checkbox"/> 飛散物、擦過 <input type="checkbox"/> 放射熱 <input type="checkbox"/> 飛び降り <input type="checkbox"/> その他
	受 傷 時 の 状 況	<input type="checkbox"/> 消火中 <input type="checkbox"/> 避難中 <input type="checkbox"/> 就寝中 <input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> その他
備 考		

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

（令和5年10月2日揭示済）